

労働者派遣事業に関する情報開示（法第 23 条 5 項）

対象期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日（平成 28 年度）

① 派遣労働者の数（平成 30 年 6 月 1 日付け）	50 名
② 派遣先事業所数（平成 30 年 6 月 1 日付け）	5 件
③ 派遣料金の額の平均（1 日(8 時間あたり)の額)	15,002 円
④ 派遣労働者の賃金の額の平均（1 日(8 時間あたり)の額)	11,443 円
⑤ マージン率 ※ (③-④)÷④ 少数点第 2 位以下は四捨五入	23.7%

